

道路の維持及び整備に必要な財源確保に関する意見書

札幌市は北海道の中心都市として、広域的な交通ネットワークの充実とともに、都心や地域双方のまちづくりに応じた総合的な交通体系の構築が必要となっている。

道路は、市民生活や経済・社会活動を支える最も基礎的なインフラであり、主要骨格幹線道路から生活道路に至るまで、道路網整備は市民が長年にわたり熱望してきているところからも、中長期的な視野に立ち体系的かつ計画的に推進すべきものである。

これまでも道路ネットワークの整備を進めてきており、一定の効果は見られるが、都心や市内各地域の拠点、周辺都市の発展に伴い自動車交通への依存度が高く、市民からは「渋滞の解消」、「公共交通の利便性向上」、「安全安心な歩行空間の確保」などといったニーズが寄せられており、とりわけ「冬期交通対策」は最重要課題と位置付けている。

また、老朽化する道路へのアセットマネジメント手法に基づく中長期的な維持管理や道路橋の計画的な修繕及び架換についても喫緊の課題となっている。

こうした中、政府においては、道路特定財源の来年度からの一般財源化を閣議決定したところであるが、国、地方を通じて極めて厳しい財政状況のもとで、いかに札幌市の道路整備に必要な財源が確保されていくのか、非常に危惧されるところである。

よって、国会及び政府においては、このような状況を踏まえ、次の事項について強く要望する。

記

- 1 道路特定財源の一般財源化に当たっては、札幌市が必要とする道路の整備や維持管理に要する財源の確保を考慮すること。
- 2 新たな整備計画の策定に当たっては、道路ストックの計画的な維持修繕、冬期交通対策の充実、渋滞対策の充実、安全安心なまちづくりの推進など、札幌市の実情に十分配慮した道路整備が着実に推進できるようにすること。
- 3 札幌市の自主性・裁量性を生かし、地域の道路整備のさまざまな課題に対応することができる地方道路整備臨時交付金制度を継続し、さらに拡充を図ること。
- 4 今年度の暫定税率失効に伴う道路整備財源の減少分については、国の責任において確実に措置すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 20 年（2008 年）11 月 7 日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、
国土交通大臣

（提出者）全議員